

報告第34号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（R3.6.9久美浜町）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月2日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第 2 7 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 7 月 1 2 日

京丹後市長 中 山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市久美浜町葛野地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和 3 年 6 月 9 日、消防本部職員が久美浜町葛野地内の市道葛野 6 号線を消防車で走行中、対向車を避けようと車両を寄せた際に民家の下屋に接触し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 8 0 , 9 2 7 円

3 損害賠償の相手方 京丹後市久美浜町在住 個人